

第 5 号議案

神戸市立児童センター条例及び神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件

神戸市立児童センター条例及び神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 28 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立児童センター条例及び神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(神戸市立児童センター条例の一部改正)

第 1 条 神戸市立児童センター条例(令和 4 年 3 月条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して<u>1 年</u>を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して<u>9 月</u>を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p>

2～4 [略]

2～4 [略]

(神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

第2条 神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例(令和4年3月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 この条例は、公布の日から起算して <u>1年</u> を超えない範囲内において規則で 定める日から施行する。	附 則 この条例は、公布の日から起算して <u>9月</u> を超えない範囲内において規則で 定める日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

神戸市立児童センター及び神戸市児童相談所の移転等に当たり、工期の変更に伴い施行期日を延期する必要があるため。